

新建築あいち

2024.6月号

新建築愛知支部事務局：株式会社 宮工務店 気付

〒486-0904 春日井市宮町 1-11-25

URL <http://nu-ae.com> ホームページ(2022年4月～)

TEL 0568-34-7775 FAX 0568-34-7797

■ 第34回大会期 第2回全国幹事会 WEB 会議報告

4月20日(土)10時から16時まで オンライン開催でした。

第34回大会期 第2回全国幹事会の報告です。

冒頭挨拶の山本厚生さんが、ZOOM に接続できずに中止の中、まずは、全国からの状況を事前アンケートしながら、各支部より報告がされました。

コロナ禍が落ち着いている今も、なかなか集まることができていない支部が増えていて、活動自体が縮小していると感じました。そんな中でも神宮外苑をめぐる活動から、新建築を知り、加入をされた設計者がいたと報告がされました。

全国幹事に参加された方に事前に委員会への参加協力アンケートがあり、午後から各員会に分かれての分散会もありました。

僕は、「支部ブロック委員会」に参加をして、支部が元気になるには、どうするのか？定期的集まるようにするにはどうするのか？ 外部から講師を読んで、積極的に「新建築学校」や支部での「まち歩き企画」「仕事を語る会・実践報告会」を開催して、新建築内外の人と集まろう。との提案もありました。福岡支部は、集まった後の飲み会での新建築への加入が多いとの報告もありました。

継続をされています「こども環境研究会」「環境と建築研究会」などの報告もありました。

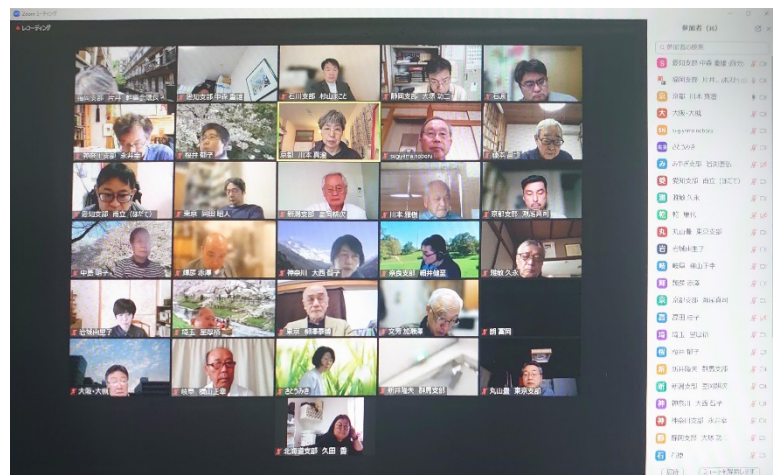
組織財政ですが、コロナ禍でのリアルな集まりが少なく、財政的にはゆとりがありますが、会員減少が大きく、現在の会員が624人と報告されました。退会理由の多くは、廃業、失業、高齢、逝去、活動ができていないなどでした。次回の全国幹事会を9月14日(土)に予定を決めました。

(愛知支部/全国幹事 甫立浩一)

始めに、各支部アンケートの状況から報告があり、神宮外苑をめぐる運動と北陸方面で能登半島地震関連の活動の報告がありました。次に今大会期企画等の予定として、建築とまちづくりセミナー(8~9月)那須まちづくり広場(栃木)や全国研究集会(11月~12月)奈良の企画内容説明、災害復興支援会議~能登半島地震関連含む各支部・ブロックの活動についての報告、財政や組織運営についてなどありました。

今期はさらに活動を活発にする準備が整った感じがします。あと会員数に関する課題については解決方法がなく、組織的にはかなり厳しい状況が続いています。今後の企画で地道に拡大につなげて行ければと思います。

(愛知支部/全国幹事 中森重雄)



WEB会議の様子 →

■ 「居住福祉と日本国憲法」 ～居住福祉と生活資本の構築(164)

岡本 祥浩

5月3日は、1947年の憲法施行を記念して定められた「憲法記念日」である。5月は日本国憲法に関わる行事がたくさん行われる。本稿も慣例に従い、日本国憲法と居住福祉の関係を考えたい。日本国憲法と居住福祉の関係を検討すると、以下の4か条が浮かび上がる。

十一条「基本的人権の享有」

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」

第11条は人が生まれながらにして持つ権利を保障している。この基本的人権は、「自由権」「平等権」「社会権」「参政権」で構成されていると言われるが、誰もが人としての尊厳を守られる状態と考えて良いだろう。そしてこの状態は適切な住居が保障する。

十三条「幸福追求権」

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

第13条は私たちの生活の目標を示し、それを追求する権利が尊重されると述べている。これは「居住福祉」が適切な居住を通して福祉(幸せ)を実現することに通じる。

二十二条「居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由」

「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」

「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」

第22条は「居住の自由」を示している。居住が暮らしを支えるので、「居住の自由」は暮らしの自由を意味する。「居住の自由」の実現は世界中で居住が保障されることを必要としているが、そのことで一人ひとりの暮らしの自由も世界中で保障される。

二十五条「健康で文化的な生活」

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

第25条はいわゆる「生存権」保障である。「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ためには、その基盤となる住居が保障されなければならない。第二項でその条件整備を国が行わなければならないとされている。従って国は、住居を含むすべての生活部面を健康で文化的な最低限度の生活にふさわしく整える責務を有することになる。

以上、4か条の検討を通して、日本国憲法が保障している権利の実現に居住の保障が欠かせないことが認識できる。そしていずれの権利の実現においてもそれにふさわしい水準の住居が必要であり、日本国憲法と「居住福祉」の緊密な関係が改めて認識される。

(中京大学教授、日本居住福祉学会会長、新建会員)

歴史探訪シリーズ ③⑦ 緑区

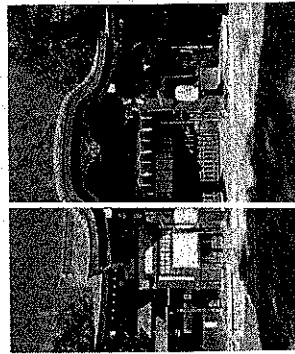
大高の古社 水上姉子神社

水上姉子神社は、緑区大高町火上山にある古社で、「お水上さん」と呼ばれて、昔から地元の人達に慕われてきた神社です。この地の大高町火上山は古くは「火高火上山(ほたかひかみ)」と呼ばれていましたが、社殿や付近の民家が度々火災にあったことを恐れ、「火」の字を嫌い、「火高」を大高に「火上」を水上に夢えたとされ、これが神社の名称になったと云われておりますが、現在の地名は火上山に戻されています。また、姉子については「尾張国熱田大神宮縁起」にある大和武尊(やまとたける)が宮簀媛命(みやすひめのみこと)を恋い偲んで呼んだと伝えられている。「年魚市湯 火上山姉子は我れ来むと 床去るらむや あはれ姉子を」とよると云われています。

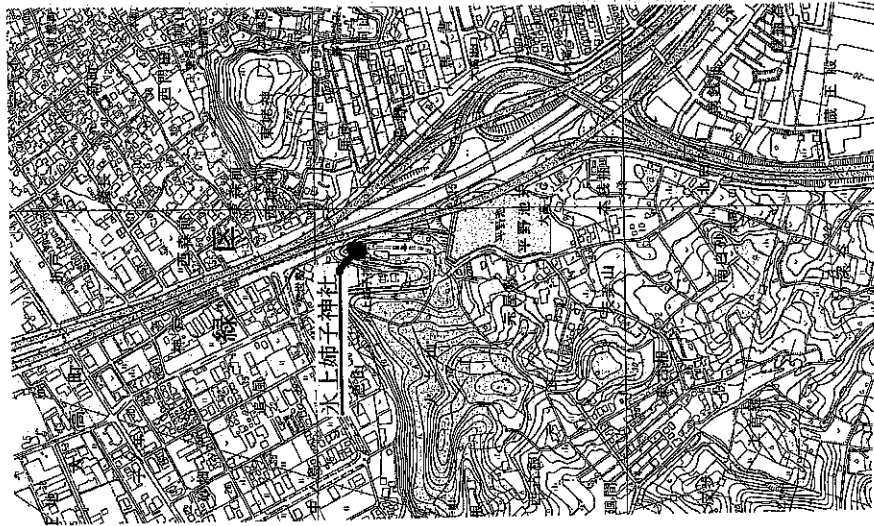
本殿は、貞享3年(1686)に熱田神宮造営とともに再建され

ましたが、明治21年(1888)に焼失したため、明治26年(1893)に熱田神宮が新しく造られるにあたり、別宮八剣宮の本殿を移して建てられました。この本殿は、熱田神宮の土用殿と同じで、本来は木階(きざはし)正面の階段も本殿に回っている縁もなかったものですが、移築に際して、一般社殿のように改造されたと云われています。

伝説ではありますが、大和武尊と宮簀媛命、それに草薙剣が最初に祭られたという、後の熱田神宮に繋がる神社です。



水上姉子神社



■ 新建愛知支部 2024年4月 支部幹事会だより

4月17日（水）19：00～21：00（オンライン）

リモート参加者／入谷、奥野、黒野、中森、福田、壬生、甫立

- (1) 3/25に能登半島地震復興支援の先発隊視察報告会がオンラインで開催されました。
 - (2) 4/13に第17回地方自治研究全国集会 in 愛知の会議がありました。10/5・6日に開催予定です。
 - (3) 5/19（日）に「第50回東海自治体学校」（地方自治研全国集会プレ集会）が開催予定です。
 - (4) 7月に開催予定の「愛知サマーセミナー」の企画を「防災」をテーマにして、申し込みます。
 - (5) 支部の皆さまから、企画を募集しまして、楽しめる学べる企画や見学会の開催や提案します。
 - (6) 職人不足で困らない為に、共同事業化の組織化検討を進める事を決めて、源樹会と連携をします。
 - (7) 新建に協力してくれる施工者、職人、各種の営業さん等に声を掛けて、リスト化しています。
 - (8) 「防災マニュアル」連絡網を利用して、支部企画、拡大と更に積極的に声掛けをしています。
- 今後の幹事会は、5月15日（水）、6月12日（水）、7月10日（水）午後7時からと決めました。

■ 『愛知サマーセミナー2024』への参加について

毎年夏に、名古屋市内の私立高校を会場に、中高生及び市民による中高生及び市民のための講座群「愛知サマーセミナー」が開かれます。

新建愛知支部は、2013～2019年に「大地震に備える（動画、避難所体験、段ボールトイレ）」「建築模型を作ろう」「ストロー模型で建築の強さを勉強しよう」「認知症について」等のテーマで、次世代の若者や市民に「建築」に触れてもらおうと新建愛知支部も取り組んできました。

但し、模型準備の個人的負担を感じたこともあり、また、建築的防災のテーマが徐々に建築から離れて行ったこともあり、コロナの感染期もあり、中断していましたが、今後再び参加したいと考えています。ぜひみなさんの意見、提案をお願いします。



2018年の愛知サマーセミナー「建築模型を作ろう」の教室の様子

※ 愛知サマーセミナー2024は、7月13日（土）・14日（日）・15日（月／祝日）開催
会場は、東海中学校・東海高等学校

■ 愛知支部事務局・財政からのお願い

新建会費『2024年前期分』の請求書をメールでお送りしています。

2023年未納の方には、2024年前期分と合わせて請求させていただきます。

※ 振込手数料は、各自でご負担をお願いします。ご協力を宜しくお願い致します。